

## 鳥取県告示第306号

平成5年鳥取県告示第400号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後			改正前		
年齢階層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額	年齢階層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
20歳未満	<u>4,613円</u>	<u>12,954円</u>	20歳未満	4,317円	12,750円
20歳以上25歳未満	<u>5,028円</u>	<u>12,954円</u>	20歳以上25歳未満	4,920円	12,750円
25歳以上30歳未満	<u>5,648円</u>	<u>13,090円</u>	25歳以上30歳未満	5,565円	13,028円
30歳以上35歳未満	<u>6,208円</u>	<u>15,944円</u>	30歳以上35歳未満	6,090円	16,028円
35歳以上40歳未満	<u>6,647円</u>	<u>18,498円</u>	35歳以上40歳未満	6,539円	18,500円
40歳以上45歳未満	<u>6,925円</u>	<u>21,685円</u>	40歳以上45歳未満	6,749円	22,065円
45歳以上50歳未満	<u>6,903円</u>	<u>23,524円</u>	45歳以上50歳未満	6,688円	23,750円
50歳以上55歳未満	<u>6,551円</u>	<u>24,551円</u>	50歳以上55歳未満	6,274円	24,409円
55歳以上60歳未満	<u>5,757円</u>	<u>23,052円</u>	55歳以上60歳未満	5,549円	23,183円
60歳以上65歳未満	<u>4,602円</u>	<u>19,090円</u>	60歳以上65歳未満	4,629円	20,754円
65歳以上70歳未満	<u>3,950円</u>	<u>15,247円</u>	65歳以上70歳未満	3,940円	15,217円
70歳以上	<u>3,950円</u>	<u>12,954円</u>	70歳以上	3,940円	12,750円

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

- この告示は、平成24年4月24日から施行する。
- 改正後の規定は、平成24年4月24日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。